

令和3年第6回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和3年12月17日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水滋 書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	政策推進課長	竹内正
観光未来創造課長	泉原功	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレオ文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本斉	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第78号 若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 3 議案第79号 若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 4 議案第 8 0 号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 8 1 号 若狭町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 8 2 号 若狭町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8 3 号 若狭町簡易水道設置条例の廃止について
- 日程第 8 議案第 8 4 号 令和 3 年度若狭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 8 5 号 令和 3 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 8 6 号 令和 3 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 8 7 号 令和 3 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 8 号 令和 3 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 8 9 号 令和 3 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 4 発議第 6 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第 1 5 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時10分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番、島津秀樹君、10番、辻岡正和君を指名します。

～日程第2 議案第78号から日程第12 議案第88号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第2、議案第78号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から日程第12、議案第88号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの11議案を一括議題とします。

この11議案につきましては、去る11月30日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員長からの審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（熊谷勘信君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る11月30日、令和3年第6回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案1件であります。

議案審査のため、12月2日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第83号「若狭町簡易水道設置条例の廃止について」であります。令和4年4

月1日より簡易水道事業を水道事業に統合するため、簡易水道設置条例の廃止及び関係条例を一部改正するものであります。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問、水道事業等に関する条例について、遊子区と河内区は給水区域に入っていないのか。

答、遊子区は給水区域に入っている。河内区は入っていない。

問、給水人口や最大給水量の数値が表されているが、どういうときにこの数値を変更するのか。そのたびに条例を改正するのか。

答、現行は、合併当時の給水人口及び1日最大給水量の現状を表している。改正案については、令和3年度に、井戸の水源を新たに掘った際、認可変更が必要となり、数値を変更したので、条例改正に合わせて数値を変更した。

問、行政組織条例の一部改正の中で、今の事務分掌の建設水道課から水道事業、工業用水道事業などが抜けて、町の条例から消えるが、公営企業法にのっとったところへ移動するのか。

答、公営企業法の「若狭町建設水道課の組織に関する規程」を設けており、その中で水道事業、工業用水道事業を4月1日から明記することになっている。

問、公営企業法により簡易水道が統合され、一つになり、合理化されるが、業務システムを合わせてデメリットは出てこないのか。

答、メリットとして、町内一円、料金統一はしている。施設管理の基準・水準も統一する。予算額の削減、公営企業による減価償却費により資産更新の積み立てができる。デメリットはない。今回、会計統合だけだが、今後、令和元年度に策定したビジョンに沿って、順次更新をしていく。

問、「水道事業の設置等に関する条例」の区域について、水道区域には入っているが、集落の水道、山水等を利用している。杉山区も給水区域に入っているが、集落の簡易水道的なものを使用しており、水が汚れたり濁ったりすることで、杉山区自体は町水道に入りたいが、町の予算も限られ、設備に大きな金額がかかるが、今後、整備を進めていく計画はあるのか。

答、ビジョンにも記載しているが、令和5年度に杉山区の施設の統合に関する実施設計を行い、令和6年、7年をかけて、8年4月1日から杉山区も町の水道事業に統合する計画である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

教育厚生常任委員会委員長、10番、辻岡正和君。

○教育厚生常任委員会委員長（辻岡正和君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る11月30日、令和3年第6回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に審査を付託されました案件は、議案5件であります。

議案審査のため、12月3日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第78号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、書面での手続等を電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が施行されることに伴い、書面での手続等を電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、デジタル化の全体的な移管だと思うが、実際にシステムはどういうふうに進んでいるのか。

答、まずは小規模の家庭的保育ということで、保育者のお家でも保育ができるといった内容の条例となっている。今後、細かな手続については、ホームページなどで進めていく形をとり、来年度以降に向けて整備を進めたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、同法施行に伴う関係法令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、未就学児である被保険者の均等割額を5割軽減する改正を行うものです。

説明の後、特筆する質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」であります、本案は、出産育児一時金について、産科医療保障制度の掛金が4,000円引き下げられたことに伴い、支給額が引き下げられることから、条例の定める額を4,000円引き上げ、支給総額の42万円を維持するものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」であります、本案は、令和4年4月1日の三方小学校と明倫小学校との統廃合に伴い、条例の改正が必要となるものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

予算決算常任委員会委員長、坂本 豊君。

○予算決算常任委員会委員長（坂本 豊君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る11月30日、令和3年第6回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第84号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」から議案第88号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの5議案であります。

議案審査のため、12月8日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、一般会計・特別会計・企業会計に関する人件費補正ですが、職員の配置修正による職員人件費の補正で936万5,000円の減額であります。

議案第84号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」では、既定の歳入歳

出予算の総額にそれぞれ1億751万7,000円を追加し、予算総額を115億6,686万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金6,841万1,000円の増額、県支出金が1,174万2,000円の増額、寄付金2,000万円の増額、町債が1,840万円の増額、財政調整基金からの繰入金2,000万円の減額などです。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

一般会計では、総務費は、施設管理事業832万1,000円の増額、わかさリノベーション活性化事業2,000万円の増額、公共交通推進事業190万円の増額。

民生費は、身体障害者補装具交付修理事業240万円の増額、訓練等給付費事業2,394万1,000円の増額、障害児入所給付費等事業591万7,000円の増額。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,368万1,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種事業に900万円の増額。

農林水産事業費は、農業経営収入保険加入推進事業172万3,000円の増額、農地集積集約化対策事業に70万5,000円の増額。

教育費は、公民館総務事業に1,766万2,000円の増額、自然休養村管理事業に263万3,000円の増額。

以上が一般会計補正予算（第3号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問、公共施設、建物災害共済保険料だが、毎年、前年に払うようになっているのか。

答、保険期間は4月1日からになるが、2月に支出している。

次に、歴史文化課関連では、

問、文化財保護事業の常神のソテツの件で、樹木医が診てということだが、今後、何年かこのままでいくのか。

答、欠損した部分や頂部のほうが傷んでいるので、治療する必要があるということで、治療し、長く保存できるようにしていきたい。

次に、福祉課関連では、

問、障害者福祉費の訓練等給付事業の増額で、事業所増の内訳は。

答、障害者グループホームが新たに美浜町のほうで開設され、利用される方がいるのが一つの要因。それと、地域福祉センターいずみが障害者の就労事業を行うことで利用者が増えたため。

問、今は原油高になり、灯油価格が高くなっている中で、一人暮らしの高齢者への援

助、助成は考えていないのか。

答、今回の補正には入れ込んでいないが、生活困窮、生活の逼迫している方への支援、相談対応は必要と考えている。

次に、保健医療課関連では、

問、コロナ禍で、高齢者の3回目のワクチン接種はいつ頃になるのか。

答、医療従事者は12月から。1月に入ると高齢者施設の接種が始まる。65歳以上の方は、接種券の発送を1月に予定している。実際の接種は2月半ばを想定している。64歳以下については、5月中に終了したい。

問、住民票がこちらにあり、県外に居住している学生などが、帰って受けづらいという場合の対策や国からの指針はあるのか。

答、住所地外接種ということで、県外の自治体に届出をすると、接種することが可能となる。

次に、教育委員会関連では、

問、三方就業改善センターの解体工事で、アスベストの除去費用は幾らか。

答、三方就業改善センターの処分費は12万円程度である。

次に、政策推進課関連では、

問、公共交通推進事業の上中駅のコワーキングだが、学生の待ち時間、各種団体の事務、ビジネス利用とのことだが、オープンスペースになっているのか。また、電子キーによる施錠はどのようになっているのか。

答、施錠、開錠は、スマートフォンを使ってアカウントを取得し、スマートフォンをかざすと開く。利用されているときは開いたままになっていて、オープンスペースで自由に使える。帰るときはスマートフォンをかざすと施錠する。

問、警備保障の場合は、誰がどのキーで開けたか閉めたかわかるが、そのような機能がついているのか。

答、アカウントについては、永久的にこちらで管理する。履歴については、残るシステムになっている。

問、利用に関しては、中で騒いだり独占するようなことがあっては困る。また、夜など若者がかたまっで、中で飲食関係をするのがないように、最初のうちはパトロールや監視が必要だと思う。

答、利用の目的等も明確にして掲示もさせていただきたい。時間の制限をかけて、安全に施設を維持できる、防犯を確保するということも配慮していきたい。

次に、農林水産課関連では、

問、農業経営収入保険加入促進事業で確定申告される方が対象と思うが、補助見込合計数182名は、どれぐらいの割合か。

答、農業者で確定申告している方は、若狭町全体で182名いる。現在、収入保険に加入している方が81名、残りの101名が新規加入いただけるという数字である。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第85号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,119万8,000円を追加し、予算の総額を18億3,707万円とするもので、歳入の主なものは、国民健康保険税が1,092万2,000円の増額、繰入金27万6,000円の増額であります。

歳出の主なものは、出産育児一時金が336万円の増額、保健事業費が25万2,000円の増額、基金積立金が758万6,000円の増額であります。

議案第86号、令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ287万8,000円を減額し、予算の総額を20億5,203万9,000円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金12万7,000円の増額、県支出金6万3,000円の増額、繰入金310万8,000円の減額などであります。

歳出の主なものは、総務費が326万円の減額、地域支援事業費が38万2,000円の増額などあります。

議案第87号「令和3年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,768万5,000円を追加し、予算の総額を1億4,177万1,000円とするもので、歳入の主なものは、財産収入4,092万2,000円の増額、繰入金321万7,000円の減額などあります。

歳出の主なものは、土地開発事業費が3,768万5,000円の増額などあります。

議案第88号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、収益的支出の診療所事業費用を1,549万7,000円増額するものです。

議案第85号から議案第88号までの特別会計及び企業会計補正予算4議案を審査した結果、質疑・討論はなく、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

以上で、委員長報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第78号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第78号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第79号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第80号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第81号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第82号「若狭町立学校設置条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号「若狭町簡易水道設置条例の廃止について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第83号「若狭町簡易水道設置条例の廃止について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第3号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第84号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第3号)」、本案は、委員長の

報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第85号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第86号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号「令和3年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第87号「令和3年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第2号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第88号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第2号)」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第13 議案第89号～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第13、議案第89号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第89号「令和3年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」についま

して、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス関連予算として、国の「子育て世帯等臨時特別支援事業」の実施に伴う経費を盛り込んだものであります。

補正予算の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,786万7,000円を追加し、予算の総額を116億8,473万4,000円とするものであります。

歳出は、民生費に「子育て世帯への臨時特別給付金事業」として1億1,786万7,000円を計上いたしました。

なお、財源につきましては、全額、国庫支出金として計上しております。

以上、御説明申し上げます。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時23分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

議案第89号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

～日程第14 発議第6号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第14、発議第6号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、坂本 豊君。

○11番（坂本 豊君）

それでは、趣旨説明をさせていただきます。

発議第6号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠です。

このようなことから、国における令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、お手元の案のとおり、意見書を政府関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明いたします。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第6号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第15 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第15「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また、派遣することにしたと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、本件につきましては、お手元に配付のとおり報告し、また派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもって、令和3年第6回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は、11月30日の開会以来、本日まで18日間にわたり、提案されました工事請負契約の変更、条例の改正及び廃止、令和3年度一般会計をはじめとする各会計補正予算など、重要議案につきまして終始熱心に、また慎重に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のため、なお一層の努力をいただくよう希望するものであ

ります。

さて、戦後初の国難とも言われてきました新型コロナウイルスがもたらしました災いも、医療関係者や各自治体の職員、また、関係各位の献身的な御尽力によるワクチン接種の展開によりまして、感染者も激減してきました。福井県でも、37日間連続で新規感染者が確認されていないといったところまでできました。しかしながら、ここに来て、新たな変異株が世界を網羅するように感染拡大してきており、まだまだ予断を許さないといった状況であります。

そんな中、本年も残すところあと14日となりました。皆様方には、健康には十分御留意いただき、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして閉会の言葉いたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の御挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月30日の開会以来、本日まで18日間にわたり、工事請負変更契約の締結をはじめ、条例の一部改正、令和3年度若狭町一般会計補正予算など数多くの重要案件について、本会議及び各常任委員会において御審議をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、十分留意し、今後の町政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、私が町長に就任して8カ月余りが経過いたしました。これまで新型コロナウイルス感染症への対策を最優先事項として、町民の皆様への安全・安心の確保と地域経済の活性化に向け、職員と一丸となり、全力で取り組んでまいりました。

町民の皆様におかれましても、それぞれのお立場から感染予防に御理解と御協力を賜っておりますことに改めて御礼申し上げます。

現在、町では、町民と協働のまちづくりの目標や施策の指針となる「第2次若狭町総合計画・中期基本計画」の策定に向けて、「産業・安全安心委員会」「健康・福祉・子育て委員会」「教育・文化・地域づくり委員会」の3つの委員会から構成する住民検討組織を立ち上げ、御議論をいただいております。

また、役場内においても、本部会・検討部会・ワーキンググループの中で、本町の課題を洗い出し、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりプランを検討しているところ

ろでございます。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、町を取り巻く状況は急激に変化しておりますが、こうした状況の中でも、まちづくりを皆さんと一緒に目指していきたいと考えております。

政府では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、18歳以下の子供に10万円相当を給付する「子育て世帯への臨時特別給付金事業」やG o T o トラベルの再開などを盛り込んだ過去最大の補正予算が国会で審議されているところであります。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、一般会計補正予算（第4号）として追加上程をさせていただき、先ほどお認めをいただいたところであります。

若狭町といたしましても、18歳以下の子供を対象とした10万円給付につきまして、年内の一括給付にも対応できるよう今後も国の動向を注視し、迅速に対応できるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところあと僅かとなり、年末年始にかけて、人が多く集まる機会や県内外への移動があると思われます。引き続き、町民の皆様には、感染予防対策の徹底をお願いいたします。

最後に、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（午前11時35分 閉会）